

報告第1号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年3月9日提出

新城市長 穂積亮次

専決第1号

工事請負契約金額の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月20日専決

新城市長 穂積亮次

1	工 事 名	市道八束穂1号線（Ⅱ工区）道路改良工事
2	工 事 場 所	新城市八束穂地内ほか
3	変更前請負契約金額	254,880,000円
4	変更後請負契約金額	260,570,520円
5	今回変更による増額	5,690,520円
6	契 約 の 相 手 方	田村・ごんだ特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市石田字南畑84番地2 株式会社田村組 代表取締役 田 村 太 一 構成員 新城市庭野字東植田38番地1 株式会社ごんだ 代表取締役 権 田 まゆみ